

令和4年第6回教育委員会定例会  
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年3月31日（木）午後2時40分から午後3時12分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純

○出席者

事務局次長 兼中央図書館長	梶 靖彦
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第9号議案 東京都台東区小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務  
災害補償に関する条例施行規則を一部改正する規則

第10号議案 東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について

第11号議案 東京都台東区学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

第12号議案 東京都台東区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

第13号議案 東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第14号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 退任学校医等に対する感謝状の贈呈について

(2) 生涯学習課

イ 台東区文化財保護審議会委員の委嘱及び退任委員に対する感謝状の贈呈について

ウ 令和4・5年度台東区社会教育委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和4年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

ウ 令和4年4月1日付教職員異動状況について

3 その他

- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 予算特別委員会における審議事項について

午後2時40分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和4年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

〈日程第1 議案審議〉

第9号議案

第10号議案

第12号議案

第13号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

初めに、第9号議案を議題といたします。なお、関連する第10号議案、第12号議案、及び第13号議案についても一括して審議いたします。

庶務課長をお願いします。

○庶務課長 それでは、第9号議案、東京都台東区小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を一部改正する規則、第10号議案、東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について、第12号議案、東京都台東区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、及び第13号議案、東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をいたします。

第9号議案をご覧ください。本議案、及びその他3つの議案につきましては、行政手続きにおける区民への負担軽減、オンライン申請の導入等による利便性の向上を図る観点から、条例施行規則等において、押印を求める各種様式の規定整備を図るために提出するものでございます。

恐れ入ります、第9号議案に添付している新旧対照表をご覧ください。こちらは、第13条2項におきまして、申請者に押印を求める印鑑票の様式がありますので、こちらにつきましては、条項を削除いたします。また、本条項に定める別記第17号様式も削除いたしますので、その後に定めております別記第18号様式から別記30号様式の番号を繰り上げる改正をいたします。

新旧対照表に別紙がついておりまして、様式の新旧がございまして、この様式の新旧、ページ番号をちょっと振ってあるんですけど、1ページ目の第3号様式、別記第3号様式、こちらを例でご説明いたしますと、申請書の一番下のほう、こちらに申請者欄の押印部分

がありましたが、そちらを削除するといったような規定整備を図ります。その他の様式につきましても、同様の規定整備となります。

付則にごございますとおり、本改正規定は、令和4年4月1日から施行いたします。

ほかの3つの議案につきましても同様に、申請者からの押印を求める部分を削除いたしまして、規定整備を図った上で、令和4年4月1日から施行するものとなっております。

第9号議案、第10号議案、第12号議案、及び、第13号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 申請者の押印を省略するようになるというのはすごくいいことだと思うんですけど、この様式を拝見すると、例えば1ページ目のところで、学校長等の証明とか、医師の証明とかは印鑑で従来どおり、あるいは画像データを置いていくとか、そういう形なんでしょうか。

○庶務課長 今の第3号様式で、上のほうの、二つ印が、マークがついているところがあるんですが、そちらの方は引き続き印を押してもらうという形になります。

○高森委員 申請者だけなんですよね。

○庶務課長 そうです。はい。

○垣内委員 行政上、押印をできるだけ止めていくというような方針だったように記憶しているのですが、そこは残しておくということでもよろしいですかね。

○庶務課長 公金支出に関わるものということで、ちょっとまだ押印廃止できない部分の一部ありまして、今回のこの様式ですと、まず一番区民に関わる場所については省略なんですけど、そこ以外のところは、ちょっとまだ廃止はできていないというところがございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。第9号議案、第10号議案、第12号議案、及び第13号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

#### 第11号議案

○矢下教育長 次に、第11号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第11号議案、東京都台東区学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、2月1日に、本委員会に諮りました、出生サポート休暇の新設について、第1回区民文教委員会にて可決されたことを受け、規定整備を図るため、提出するものでござ

います。

新旧対照表をご覧ください。職員が出生サポート休暇を取得した際の出勤簿への表示方法について、別表の項番 15 に、「サ休」の表示を追加いたします。

この訓令の施行日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします、第 19 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第 14 号議案

〈日程第 2 教育長報告〉

#### 2 報告事項

(1) 庶務課 ア

(2) 指導課 ウ

○矢下教育長 次に、第 14 号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア、及び指導課のウについても、一括して審議いたします。

まず、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第 14 号議案、台東区教育委員会事務局及び、その他教育機関の人事について、並びに庶務課の報告事項ア、令和 4 年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について、ご説明をさせていただきます。

まず、第 14 号議案をご覧ください。こちらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、並びに東京都台東区教育委員会事案決定規定に基づき、提出をするものでございます。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。こちらのページでは、課長級、及び課長補佐級、その次のページでは係長級の、それぞれ昇任・転入・新所属等について、記載をしております。

また、その次のページからは、参考といたしまして、教育委員会からの転出と退職について記載をしております。

簡単ではございますが、第 14 号議案についての説明は以上でございます。

続きまして、報告事項庶務課のアにつきまして、資料 4 をご覧ください。

こちらの資料 4、1 枚目、表面には主任職の昇任・転入・採用・新所属等について、記載をしております。次のページには、一般職について、同様に記載をしております。さらにその次のページにつきましては、再任用及び区政推進員について記載しております。

一番最後のページは、参考として、主任・一般職に転出、及び退職について記載をしております。

庶務課からの説明は以上でございます。議案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 次に、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、令和 4 年 4 月 1 日付、教職員異動状況について、ご説明申し上げます。資料 6 をご覧ください。

本資料は、職層・校種別、内転・外転入・外転出に分けて、令和 4 年 4 月 1 日付での異動者数をまとめた表でございます。概算で 240 名弱でございました。ちなみに、今年度の新規採用者でございますが、一番下の表、教員の行の左から 3 列目の新採の合計のところに、新規採用の人数がありますが、昨年度より、現時点でございまして、7 名の減となっておりますが、学級数が確定していない学校もございまして、さらに若干名の採用を見込んでおります。

詳細につきましては、別紙をご覧くださいと思います。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明、及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決をいたします。第 14 号議案について、は、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

また、報告事項の庶務課のア、及び指導課のイについても、報告どおり了承願います。

## 〈日程第 2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第 2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のア、退任学校医等に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。

資料 1 のとおり、御徒町台東中学校、学校歯科医の遠藤隆一先生、蔵前小学校、学校薬剤師、坂口真弓先生、金曾木小学校、学校薬剤師、福岡芳子先生、谷中小学校、対応幼稚

園薬剤師、高橋玲子先生におかれましては、一身上の都合により、3月31日をもって、退任されることとなりました。

つきましては、これまでのご功績をたたえ、感謝状をお送りしたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、そのように決定いたしました。

## (2) 生涯学習課 イ・ウ

○矢下教育長 次に、庶務課のイ及びウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区文化財保護審議会委員の委嘱及び退任委員に関する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

台東区文化財保護審議会委員の任期は2年となっており、現任期は3月31日で満了いたします。

この度、宮本委員より退任の申出がありましたが、その他の現委員からは、再任のご承諾をいただいております。宮本委員の後任には、宮本記念財団理事で、祭礼などの民俗学に造詣の深い山崎祐子先生をご推薦いただき、山崎先生からは新任のご承諾をいただいておりますので、資料に記載の委員名簿のとおり、委嘱するものでございます。任期は令和4年4月1日から、令和6年3月31日までの2年間でございます。

また、退任される宮本委員に対しましては、区の教育・文化の発展に寄与していただいたご功績により、裏面のとおり、教育委員会名で感謝状をお渡ししたいと存じます。

本件につきましては、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、決定いただきますよう、お願いいたします。

続きまして、令和4・5年度台東区社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

本件は、令和2年度・3年度の委員の任期満了に伴いまして、新たに、令和4年度・5年度の社会教育委員の委嘱を行うものでございます。本件は、社会教育法第15条及び台東区社会教育委員の設置に関する条例に基づき行うもので、任期は、令和4年4月1日から、令和6年3月31日までの2年間となっております。候補者9名につきましては、裏面に記載させていただいております。

社会教育関係者として2名、学識経験者として4名、学校教育関係者として、小学校・



中学校・高等学校の各校長先生より1名ずつ3名、それぞれ資料に記載の方々に委嘱を行い、今後活動を行っていく予定でございます。

ご説明については以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは生涯学習課のイ、文化財保護審議会の議案について、何かご質問はございませんか。

よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、生涯学習課のウについて、何かご質問はございませんか。社会教育委員の委嘱について。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のウ、及びエについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 イ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のイ、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご報告いたします。お手元、資料5をご覧ください。

今回、2月分となっております。

まず、児童保育課取扱分が1件です。台東区における保育所予約入所の取扱いについて。台東区では、なぜ予約入園の申込みが4月入所申込みの結果が出てからなのでしょうか。それでは、予約入園制の意味が全くない。他の自治体は先に予約入園の結果が出て、落ちたら4月の一斉入園申込みの結果を待つというのが当然である。他の自治体の対応を参考に見直しをしてほしいというご意見でございます。

続きまして、放課後対策担当取扱分は2件です。まず、件名②、こどもクラブの出席率について。まん延防止重点措置期間でも、週3日17時まで預けていないと退園になるというルールの見直しをしてほしいというご意見でございます。

次のページをご覧ください。件名③、こどもクラブと放課後子供教室について。まず1つ目が、こどもクラブの利用を希望したが待機となって、順次繰上げ入所があると説明を受けた。そこで待機児童数をたずねたところ、回答できないとのことであった。回答ができない理由を教えてほしいというご意見。また、2つ目として、台東区では放課後子供教

室を順次整備して進めているとのことだったが、他区と比較して整備が遅れている。なぜでしょうか。というご意見でございます。

続きまして、指導課の取扱分は4件です。まず件名④、区内小学校のタブレット活用について。先日コロナにより学年閉鎖があり、タブレットを持ち帰ってきたが、タブレットを活用する場面が全くなかった。いざというとき活用できるよう、学校へ指導してほしいというご意見でございます。

続きまして、件名⑤、コロナ禍の学校運営について。「学びを止めない」との考えを高く評価いたします。できるだけ通常に近い形で学校を続けようという考え方を支持します。学校行事等工夫されていて教職員の方々には感謝していますというご意見でございます。

次のページをご覧ください。件名⑥、区立学校の対応について。感染が増えている中、オンライン授業を今こそやってほしいと思います。小学校もオンライン対応してほしい、そして、オンライン授業を出席とみなしてほしいというご意見でございます。

件名⑦、小学校教員と思われるツイッターアカウントについて。区内小学校の教員と思われる人がツイッターで学校名が特定できるような情報を投稿しています。教員がSNSをするのは構わないが、特定されるような写真・内容を投稿するべきではないと思います。何らかの対応をしてほしいというご意見でございます。

続いて、生涯学習課取扱分は3件です。件名⑧、社会教育関係団体に登録された団体の公共性について。他の部署での申請手続きにおいて、団体に公共性がないと手続きが行えないと聞いた。社会教育関係団体には公共性があるのか確認したいというご意見です。

続きまして、件名⑨、台東区少年少女発明クラブについて。参加対象が「区内在住・在学」ということであるが、区外在住の児童・生徒の受入れを検討してほしいというご意見です。

続いて、件名⑩、生涯学習センターの貼り紙について。トイレの「15分以上出てこない場合には声を掛けることがあります」という貼り紙や公衆電話付近の「不審な行動をしている人を見かけたらお知らせください」の貼り紙は不要ではないかというご意見でございます。

次のページをご覧ください。スポーツ振興課取扱分は1件です。件名⑪、スケートボードパークの設置について。他区ではパークを設置しています。台東区でも設置してはどうでしょうかというご意見です。

最後に、中央図書館取扱分は1件です。件名⑫、図書館へのUV殺菌装置の導入について。他の区では、UV照射装置を設置しているところが少しずつ増えてきている。台東区の導入状況、及び導入に向けた計画、考えを聞きたい。全図書館に積極的に設置してほしいというご意見でございます。

いずれの案件につきましても、回答が必要なものにつきましては、資料記載のとおり、回答をしているところでございます。

区長への手紙等に係る教育委員会の対応についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 指導課取扱分の⑦、小学校教員と思われる Twitter アカウントについてというご指摘ですけれども、これが事実とすれば、この当該職員・教員は、給食の時間、学校の通常の活動業務時間内に私的なことをなさっているということでしょうか。そういったことが許されるのかという、まずそこが問題だと思うんですけれども。

○指導課長 お答えします。事実確認をさせていただきまして、まず載っている、やった時間帯が休憩時間中ということと、それによって個人情報が出たとか、そういうことではありません。給食自体は各学校がホームページにアップされているもので、非違行為に当たるとまでは言えない状況でしたが、こちらのほうは、我々教育委員会と校長のほうで指導させていただいております。

○高森委員 給食の時間ではなくて、給食そのものの写真をホームページ等にアップするということは学校ではやっているわけですね。

○指導課長 そのとおりです。

○高森委員 その一環であれば差し支えないのか、学校名が特定できることはないのか、ちょっとこの辺りが気になります。

○指導課長 学校名と給食に関しては個人情報ではないので、そういったところも確認の上、こちらの方で適正に指導させていただいております。

○高森委員 分かりました。これは回答を要しない案件だったので、回答は載っていないですけど、適切な対応をいただきましてありがとうございます。

○垣内委員 今の件で、校内の諸事情というのは、どんなことなんでしょうか。給食はいとして。感染症に関することや校内の諸事情でしょうか。

○指導課長 確認させていただいたところ、学級閉鎖があるとか、学年閉鎖があるとかといったようなものは確認しておりますが、それ以上のことは確認できてはおりません。

○神田委員 この件ですけれども、私も時々フェイスブックとか、ブログ、ツイッターなどを見ると、結構そのようなこと書いていいのかと思う内容を書いている状況があります。実際にあったという意味じゃなくて、こういったものを何か点検したり、確認したりすることを定期的に、行う機会を定期的に設けているのか、また、教職員の場合には、影響が大きいと思いますので、注意をどういった場でなさっているのかをお伺いしたいと思います。

○指導課長 様々、こういったツイッター等は、アカウントがご本人と分からないものもたくさんございまして、なかなか実際に案件が上がってこない調査をするのが難しいということと、日頃から様々それだけを探っていくというのは現実的にちょっと難しいのかなというふうに認識しております。この件を受けまして、校園長会のほうで私から、SNSの使い方について、改めて教職員への指導をお願いしたところでございます。東京都の教育委員会からも様々処分発令が来ている中で、やはり SNS からの服務事故というのが増えているという情報もありまして、それも使って行っております。また、4月1日以降に、

既に服務事故の研修のほうの資料が来ておりまして、その中にもこの SNS に関する事故事例というのが研修資料にも載っておりますので、改めて私どもの方から指導してまいりたいと思います。

○末廣委員 今のことですが、給食の写真を出したというのは、特に具合の悪いことではないわけですよね。いわゆるそれで学校名が特定されたからやっぱりおかしいんじゃないかという言い方なんですけど、給食そのものは出ても、その学校名が出ても構わないと思うんですよね。そういう今のお話で、いろいろな問題が含まれていると思うんですが、こういうことに関して、教育委員会はこういうふう考えている、投稿に関してはこういうふう考えているということ、ある程度はっきり言う。できれば、この手紙に対して回答をちゃんとしちゃったほうがいいんじゃないかという気がしますね。いろいろな問題が含まれているものですから、これだけではなくて。いずれそういう、はっきりと回答しなきゃいけない場面が出てくるとは思いますけど、それはもうすぐに対応できるように考えているといいんじゃないかなと思います。

○高森委員 これは、記名がなかったから回答を要しないという判断なのでしょうけれども、今末廣委員がおっしゃったように、こういった問合せに対しては普通は回答は用意されているわけで、それはホームページとかで公開することはないのでしょうか。

○指導課長 こちらのほうは、特段は考えておりません。

○高森委員 もう一つの、件名⑦ですが、心配なのは、このアカウントを持っているユーザーがこの学校の関係者だということが分かってしまうこと自体がむしろ危ないかなという気がします。内容よりも。その辺りも、先生方の危機管理という部分でしょうか。ツイッターのアカウントユーザーの危機管理という面も一つ話題にしていいただければと思います。

○末廣委員 今の件、件名で言うと⑥ですが、こういう意見というのは前からずっと出てきて、とにかく感染者が増えてきたらオンラインにしろという意見が相当出てくる案件ですが、その前の件名の⑤でいくと、台東区の姿勢と言うんですかね、あり方が、やはり学びを止めないという、それを非常に評価しているという、この方のあれは非常にある意味では心強いということが。今まであまりこういう、これを評価するというのはあまり出てこなかったんですけども、最近やはり保護者もそれを評価してきているのかなというふうに感じました。

○矢下教育長 指導課長、もしあれだったら、この⑤・⑥・⑦の ICT について、指導課に入ってくるいろいろな意見とかの少し変わってきたことを先生方にお話いただけますか。

○指導課長 やはりこの 2 月の時期は、1 月末から 2 月の初めの時期はこういった、やはりオンラインをもっと進めてほしいという声は多かったんですが、それから学校のちょっと温度差があったものが随分縮まりまして、非常に、オンラインとかハイブリッドの授業とか、様々工夫いただいているので 2 月の後半から 3 月は、実は同じようなご意見は 1 件も入ってきていないというのが現状でございます。

なので、こちらも、もし何か心配事があれば指導主事を派遣してということも考えてはいたのですが、本当に学校のほうがどんどん進めていただいているかなという認識でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のイについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、そちらでご覧いただければと思いますけれども、ご質問や補足の説明などはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時12分 閉会